

## え、単身赴任手当が出てない!!

### 7月1日、単身赴任解消？

7月1日スタートした「新たな業務運営体制」は、NTTの現場第一線の業務のすべてを新地域会社に委託し、50歳退職・再雇用を拒否した労働者のほとんどを本社に集めて、マーケティング営業という未知の業務へ押し込みました。

こうして現場の仕事を続けたければ退職・再雇用をするしかないという事実上の50歳定年制を強行しました。

こんな中、本社に集められた労働者にとって予想外の事態が発生しています。

#### 3度目の広域配転

徳島から兵庫支店ソリューション営業部BB販売PTに広域配転され、単身赴任していた吉川雅雄君(N関労組合員)は「新たな業務運営体制」によって本社技術部情報システム体系化センター(大阪市平野区)に配転されましたが、神戸・東須磨寮で生活していた吉川君は、東須磨寮から職場の平野ビルまで通勤時間が2時間弱もかかることから転居を申請しました。

6月30日に転居先として大阪・正雀寮が決まったとの通知がありましたが、すでに週末は帰省することにしていたので転居は7月8日に行いました。

ところが7月の賃金明細書を開けたところ、なんといつもならあった単身赴任手当3万円がありません。職場の総務担当を問い詰めたところ7月1日に入居していなければ単身赴任手当は出ない、とのつれない返事でした。

吉川君は4年前の「NTT構造改革」によって徳島支店設備部から松山のNTTネオメイト四国

へ配転、単身赴任となり、2年前50歳の「雇用形態選択」で何も選択しなかったことから兵庫支店ソリューション営業部へ配転、再び単身赴任となりました。そのときにも遅滞なく単身赴任手当は出ていました。

今回、7月1日に単身赴任が解消されたわけではないのに手当がつかないことにどうしても納得いかず、会社に要求書を提出し、西本社と吉川君の所属労組N関労は団体交渉を行い、会社を追及しました。(次ページ団体交渉記録参照)

#### 7月1日～8日の間、 単身赴任でなくなったのか

団体交渉のなかで会社側は、「単身赴任であったことは認めざるをえない」と認めつつも、現行制度上合理的であるとしているが、他にも同様の立場の人がいることを匂わせています。つまり単身赴任が連続して、同じように単身赴任手当が出なかった人がたくさんいるということです。

当労働組合はNTTに残ったことによる広域配転を認めるものではありませんが、社会的にみても単身赴任が解消したわけでもないのに7月1日～8日のあいだ単身赴任でなくなった、という理解不可能な事態を引き起こしている会社側の措置に断固抗議、徹底して会社側を追及していくこととしています。

そしてその闘いを通じて問答無用の広域配転を社会的にも告発し、地元への再配転を実現させていきたいと考えています。

2006.9.8

## 対西本社団体交渉記録

(文責は当労働組合)

### ・ 単身赴任手当不支給について

- 組合) 吉川さんは、四年前から単身赴任をしており、3回目の配転である。須磨寮から正雀寮には7月8日に引越しをした。寮が変わっただけで単身赴任手当が出ないのは納得いかない。当然、単身赴任手当を支給すべきである。(吉川さんは4年前、自宅から通勤していた徳島支店からネオメイト四国(松山市)へ単身赴任となり、雇用選択で何も選択しなかったため、満了型とみなされ2004年5月からは兵庫支店へ強制配転。単身赴任を強いられ、須磨寮へ入居していたが、この7月「新たな業務運営体制の見直し」により7月1日(土)付けで平野ビルでの勤務となった。通勤時間が2時間弱もかかるため転居を申し出て8日に正雀寮へ入居した。会社は正雀寮への入居が1日でないことを理由に7月は単身赴任と認めず、7月分の単身赴任手当の3万円を支給しなかった。)
- 会社) 7月1日に入居確認がされていれば手当支給となる。8日入寮となったので規則上7月分の手当は支給されない。
- 組合) 須磨寮でも正雀寮でも単身赴任であることに変わりはない。寮から寮への変更だけである。寮の閉鎖などで、月の途中で独身寮から別の独身寮に移った場合に単身赴任手当を支給した事例はないのか。
- 会社) 手元に資料がないのではっきりしたことは言えないが、そういう場合には支給した事例はあると思う。
- 組合) 確かに7月1日に須磨寮に居住していた。7月1日の時点で単身赴任でなくなったとしたら、いかなる理由で単身赴任でなくなったのか、その理由を示すべきである。
- 会社) 今回は、本人の希望に基づいて正雀寮を会社が用意した。しかし7月1日が赴任日にもかかわらず、正雀寮に居住されていなかったため、7日まで須磨寮で「仮住居」という考

え方だ。引越し費用、旅費は支払っている。6月30日に通知し、7月1日の赴任日となった。

- 組合) もう一度確認するが、7月1日で単身赴任ではなくなったのか。
- 会社) 単身赴任でなくなったかと言われれば、単身赴任であったことは認めざるをえない。
- 組合) 7月1日に入居していなければと言うが、6月30日通達では、引越し出来る条件が無いので全く不合理だ。月の途中で寮が変わっただけだ。単身赴任状態は変わっていない。
- 会社) 7月1日が起点日だと判断し、現行制度上合理的だと考える。ホテルであれ寮であれ「仮住居」という考えは制度上決まっている。
- 組合) 単身赴任手当が支給されない可能性について、説明を6月末(30日金曜)までにしていないと思うが。
- 会社) 周知したかどうかは調べる。
- 組合) 6月30日(金)に通達して、7月1日(土)に引越しは物理的に無理な話だ。しかも、土日で本人は徳島に帰らざるをえなかった事情もある。
- 会社) 単身赴任手当制度の規定に基づいての処理である。仮住居の考え方に問題があるのは判るが、引越し費用を負担していることを含めて考えてほしい。
- 組合) 会社の言っていることは、旅費規定の中身を言っているだけだ。  
7月1日から8日までの間、何をもって単身赴任が解消されるのか示すべきである。改めて支給するよう申し入れるので、再考されたい。
- 会社) 見解を整理して対応します。

### ・ 新たな業務運営体制 (マーケティング営業) について

- 組合) アンケートの利用方法について明らかにされたい。
- 会社) アンケート収集⇒分析⇒仮説を立てる⇒営業方針を出す、ということだ。
- 組合) 当初、統計を取るためのアンケート調査と言っていたものが、無記名から記名になり、個人情報の取得になっている。magicシステムの使用目的や方法も含め、今後も問題点に

については明らかにしていく。

前回の交渉では兵庫センタのアンケート取得目標 48400 件が異常に多いと指摘したところ、「サンプルとしては 2000～3000 件で足りるが、地域特性やアンケートの内容を変える」との回答であった。今回「アンケート内容を変えながら地域特性は把握できるのか」との質問に対する会社回答は「同一期間に同一アンケートを 5 センタ同時に実施することから地域特性は把握できる」とあるが、センタ間の特性は見るが兵庫センタ地域内の地域特性は見ないのか？

会社) 兵庫センタ内の地域特性も見っていく。

組合) アンケートの内容を変えて地域特性が把握できるのか。

会社) 得られると考える。

組合) 同一のアンケートでなければ正確な特性を得られない。アンケートとの考え方については、会社との見解の相違として受け止めるが、今後も検証していく。

組合) 会社の訪問時のスクリプトでは「案内」「提案」という言い方をすることになっているが、実態は訪問・販売と言う以外にないのではないか。

会社) 商品の説明をし、買って頂くために提案するので販売となる。「販売」と言ってもらって結構だ。

組合) 光プレミアムは特定商取引に関する法律という「指定商品」か。そうであれば、販売契約においては文書を渡さなければならない。

会社) 光プレミアムそのものは指定商品ではないが、その他の関連機器を必要とすることから指定商品でないとは言えない。契約過程はクリアしていると考ええる。

組合) 特定商取引に関する法律の第 4 条では書面でのやり取りが必要となるのではないのか。

会社) 確認の上、回答する。

組合) 尼崎センタの課長説明では、いつの間にか販売が主となっている。

会社) 販売だけが主ではないが、職場でどう説明したのか確認する。

組合) 販売とアンケートを同時に行うことで対立してきた。

会社) 不法行為に繋がる恐れがあるとの事の問題指摘や社員の不安も聞いている。

組合) 我々は不安がある。しかし、不安があるから「記名アンケート」にすべきとは言っていない。この間、会社は色々な部門に相談してきたと言い、マーケティング・リサーチ協会の K 氏にも相談しているとの説明があったが、同協会の綱領に抵触しないのか。

会社) NTT 西日本としては同協会には加盟していない。しかし、協会の綱領は度外視していない。今回、アンケートと販売をという新たなやり方について各方面に相談して来た。リサーチ協会の綱領には抵触していない。

組合) 販売がアンケートかについて、西淀川センタのやり方と尼崎センタとは違うが。

会社) 確認は取れていません。

組合) 兵庫センタの K 課長は課長としてではなく、個人として販売とアンケートを別々にやってもよいとの含みを持たした説明をしている。個人で業務指示が出せるのか。

会社) 課長として個々人の話を聞く中で、得意なものからやっていってもらいたい、とのことだと思う。個別の話の中では別々という事もあり得る。

会社の方からも N 関労の皆さんにお伺いしたいことがある。9 月に至るまで外販を拒否したのは、組合として決めたことですか。それとも個人的にですか。

組合) 組合として外販を拒否してはいない。私たちの組合はそれぞれ個人を尊重している。意見等を出し合う中で検討し、組合としてどう対処するのかは判断するが、個人を規制するものではない。会社は拒否というが会社の指導もアンケートが無記名から記名になるなどコロコロと変わって行った。

会社) そのとおりです。N 関労さんの外販拒否について組合決定でないことは了解しました。

組合) マーケティングセンタにおける土・日勤務についてだが、回答では土曜日と日曜日の在宅率について平日より 3%UP しかない。

3%UP 程度では、土日出勤の必要性はない。我々の権利である連続週休をも奪う根拠にはならない。また、土・日ではキーマンに接触する機会が増えるとしているが、証明するデータはあるのか。3%UP についてもその根拠となるデータを示してほしい。

会社) 証拠書類といえるものはないが、調べる。



## NTT企業年金行政訴訟、 訴訟参加がぞくぞく

NTTは5月1日、グループ企業のOB約14万人に対する企業年金の減額を求めた申請を、厚生労働省が認めなかったことを不服として、不承認処分の取り消しを求める行政訴訟を起こしました。

7月27日に口頭弁論が始まりましたが、NTTを退職した年金受給権者517人（第一次330人、第二次187人）が東京地裁に訴訟参加の申し立てを行っています。

企業年金改悪に反対している「NTT企業年金改悪に反対する会」もこのほど訴訟参加に取り組む方針を決定、10月26日の第2回口頭弁論めざして、訴訟に参加するよう全国の受給者、受給権者に広く呼びかけています。

NTT企業年金改悪に反対する声はますます大きくなり、この行政訴訟はさらにマンモス訴訟となっていく状況になっています。

「NTT企業年金改悪に反対する会」の連絡先は、電話 03-5820-2070

### 行政事件訴訟法

(第三者の訴訟参加)

第22条 裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者の申し立てにより又は職権で、決定をもつて、その第三者を訴訟に参加させることができる。



さらなる成果主義賃金に負けない!!

## 第5回定期大会を開催

西日本NTT関連労働組合は9月9日、神戸市内において第5回定期大会を開催しました。

大会には大阪、兵庫、広島、鳥取、徳島など西日本各地から代議員が結集、着実な組織拡大を実現し、さらなる成果主義賃金や「構造改革」に負けず、元気に闘い続けることを確認しあいました。

大会において選出された役員は次のとおり。

執行委員長	島本 保徳
副執行委員長	加納 功
書記長	横林 賢二
書記次長	兼廣 英治
執行委員	山下 悟、吉川 雅雄 那須 弘美
特別執行委員	佐野 修吉
会計監査	池田 和則、富永 隆之

### ことば

#### マーケティング・リサーチ綱領

団体交渉のなかで議論となったマーケティング・リサーチ綱領とは、日本マーケティング・リサーチ協会(マーケティングを生業としている会社が集まってつくっている法人)が制定しているマーケティング業界の憲法。その定義のなかには、「……データベース・マーケティング及びセールス、販売促進、募金など、接触した人々の名前と住所を調査以外の目的に使ういかなる行為もマーケティング・リサーチとはみなされない。マーケティング・リサーチは、調査対象者の完全な匿名性を堅持することで成り立っているからである」と厳密な規定のもと事業をおこなうこととしている。

このマーケティングリサーチ協会の理事にNTT西日本の常勤監査役であるK氏が就任しているが、NTT西日本は「会社としてマーケティングリサーチ協会には加盟していない」としているが、協会のホームページにはNTT西日本監査役と職名が書いてある。